

(総 則)

- 第 1 条 売払人及び買受人は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 買受人は、仕様書等又は契約書に明示されていない事項でも、本契約の履行上当然必要となるものは、買受人の負担で履行する。
- 3 買受人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 4 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して売払人買受人間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、売払人の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第 2 条 買受人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、売払人の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

- 第 3 条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、買受人がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、売払人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、売払人が負担する。

(契約金額の納付)

- 第 4 条 買受人は、契約金額を売払人の指示する方法により、納付期限までに売払人に納付しなければならない。
- 2 買受人は、納付期限までに契約金額を納付することができないときは、遅滞なく、その理由を詳記した書面をもって、売払人に対し、納付期限の延長を求め、承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定により納付期限延長の承認があったときは、買受人は、売払人に対し、納付期限の翌日から売払代金納付の日までの日数に応じ、契約金額につき国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、その額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を支払うものとする。

(所有権の移転)

第 5 条 売払物品は、現状有姿のままとし、その所有権は、買受人が売払代金及び遅延利息を完納したときに買受人に移転する。

(売払物品の引渡し)

第 6 条 売払人は、売払物品の所有権が移転した後、引取期限までに売払物品を現状有姿のまま契約書記載の引取場所において買受人に引き渡し、買受人は売払物品の受領書を売払人に提出するものとする。

2 買受人は、売払物品の引取り及び搬出については、関係法令を遵守し、売払人の指示に従って行うものとする。

3 売払物品の引取り及び搬出に必要な費用は、買受人の負担とする。

(危険負担)

第 7 条 売払物品の所有権が、売払人から買受人に移転した時から売払物品の引渡しの時までにおいて、売払人の責めに帰することのない理由により当該売払物品が滅失又はき損した場合の損害は、すべて買受人が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第 8 条 買受人は、売払物品の引渡後、売払物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても契約金額の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

(契約内容の変更等)

第 9 条 売払人は、必要があると認めるときは、買受人と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

2 前項の場合において、契約金額を変更するとき、売払人と買受人とが協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第 10 条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、売払人又は買受人は、相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。

(売払人の催告による解除権)

第 11 条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) 契約金額を納付期限内に納入しないとき又は納付期限後相当の期間内に納付を完了する見込みがないと売払人が認めるとき。

(3) 買受人又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、買受人が、この契約に違反したとき。

(売払人の催告によらない解除権)

第 11 条の 2 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) この契約を履行することができないことが明らかであるとき。
- (3) 買受人がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 買受人の債務の一部の履行が不能である場合又は買受人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、買受人が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、買受人がその債務の履行をせず、売払人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第14条の規定によらないで、買受人がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 買受人が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当すると判明したとき。
- (10) 買受人に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）若しくは同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令若しくは納付命令において、この契約に関して、同法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、買受人（買受人が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、買受人は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として売払人に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 買受人がその債務の履行を拒否し、又は買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 買受人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 買受人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 買受人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、売払人は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

(売払人の任意解除権)

第13条 売払人は、必要があると認めるときは、買受人と協議の上、この契約を解除することができる。

2 売払人は、前項の規定による解除により買受人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(買受人の解除権)

第14条 買受人は、売払人が正当な理由なく第6条に規定する引渡しを行わないときは、この契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(契約解除に伴う措置)

第15条 売払人は、契約が解除された場合において、既に買受人が契約金額を納付しているときは、その納付された額を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第11条又は第11条の2の規定により契約が解除されたときは、納付された額から契約金額の100分の10を控除した額を返還するものとする。

3 買受人は、契約が解除された場合において、既に買受人が売払物品を引き取っているときは、売払人の指定する期日までに、売払物品を原状に回復して、返還しなければならない。ただし、売払人が売払物品を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

4 買受人は、前項ただし書の場合において売払物品が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売払人に支払わなければならない。また、買受人の責めに帰すべき事由により売払人に損害を与えている場合にはその損害に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

(賠償の予定)

第16条 買受人は、第11条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、売払人が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第11条の2第11号に掲げる場合のうち、買受人に対して刑法第198条に規定する刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、売払人に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相 殺)

第17条 売払人は、第15条の規定により納付済の売払代金を返還する場合において、買受人に対して有する金銭債権があるときは、返還金と相殺し、不足があるときは、これを追徴

する。

(個人情報の保護等)

第18条 買受人は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約の履行に当たって個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 買受人は、この契約の履行に当たって、情報セキュリティを確保するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月国立市条例第17号）、国立市情報セキュリティに関する規則（平成18年3月国立市規則第5号）及び国立市情報セキュリティ対策基準（平成18年3月国立市告示第31号）を遵守しなければならない。

(使用自動車の制限等)

第19条 買受人は、この契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させるときは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に適合する自動車を使用し、又は使用させなければならない。なお、買受人は、その運転者に対して、アイドリング・ストップを行うよう適切な措置を講じなければならない。

2 買受人は、売払人が前項の規定による適合の確認をするために、必要書類の提示又は提出を求めたときは、速やかにこれを提示し、又は提出しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第20条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約の効力)

第21条 この契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載された契約確定日より効力を有するものとする。

(疑義の決定等)

第22条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について生じた疑義又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、売払人と買受人とが協議して定めるものとする。